

介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業所・介護予防短期入所生活介護事業所
緑寿園
運 営 規 程

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人至誠学舎東京が運営する指定介護老人福祉施設緑寿園（以下、「事業所」という。）が行う指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護（以下、「施設サービス」という）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」及び「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」並びに「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」の遵守を通じて、要介護（要支援）状態となった利用者に対し、適正な施設サービスを提供することを目的とします。

(運営の方針)

- 第2条 指定介護老人福祉施設は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目指すものとします。
2. 指定短期入所生活介護事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。
 3. 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、利用者の自立を支援し、生活の質が向上するよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけをすることにより、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとします。
 4. 施設サービスの実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(事業所の名称等)

第3条 施設サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとします。

名 称	緑寿園
所在地	東京都清瀬市梅園一丁目3番32号

(利用定員)

- 第4条 施設サービスの利用定員は以下の通りとします。事業所は、災害その他止むを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとします。
1. 指定介護老人福祉施設の利用定員は120名とします。
 2. 指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所の併設利用型は0名とします。
 3. 指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所の空床利用型は指定介護老人福祉施設の定員の2割以内（24名）とします。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員)

第5条 事業所は、「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」及び「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」並びに「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」に示された所定の職員を配置するものとします。職員の定員は常勤換算とします。ただし、法令に基づき兼務することができるものとします。

職員職種別人員は別表1に定めるものとします。

2. 第1項に定めるもののほか必要がある場合は、その他の職員を配置できるものとします。

(職務)

第6条 職員は、事業の目的を達成するために必要な職務を行います。

(1) 施設長（管理者）

事業所の業務を統括します。施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行します。

(2) 医師

利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事します。

(3) 生活相談員

利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事します。

(4) 介護職員

利用者の日常生活の介護、援助に従事します。

(5) 看護職員

利用者の診察の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事します。

(6) 管理栄養士（または栄養士）

利用者の栄養状態の維持及び改善を図り自立した日常生活を営むことができるよう、献立作成、栄養ケアマネジメント、経口摂取の維持及びそれへの移行、療養食の提供、調理員の指導等の食事業務全般及び栄養指導に従事します。

(7) 機能訓練指導員

個別機能訓練計画を作成し、それに基づき日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

(8) 介護支援専門員

利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行います。

(9) 調理員

給食業務に従事します。

(10) 事務職員

事業所の庶務及び会計事務に従事します。

第3章 利用に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画)

第7条 計画担当介護支援専門員は、指定介護老人福祉施設利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて自立した日常生活を営む上で、利用者が解決すべき課題を把握し、他の職員と協議の上、施設サービスの目標及び達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成します。

2. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービス計画の実施状況及び利用者の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとします。
3. 計画担当介護支援専門員は施設サービス計画の原案及び変更案について、利用者及びその補助人・保佐人・後見人（以下、「後見人等」という。）並びに身元引受人に対して説明し、同意を得た上で交付します。

（短期入所生活介護及び予防介護短期入所生活介護計画）

- 第8条 指定短期入所生活介護事業所等の利用者は、相当期間以上にわたり継続して利用することが予定されている場合、利用者の心身の状況や日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、短期入所生活介護計画または介護予防短期入所生活介護計画の原案を作成します。
2. 短期入所生活介護計画または介護予防短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとします。
 3. 短期入所生活介護計画または介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者及びその後見人等並びに身元引受人に対して説明し同意を得た上で、交付します。

（サービス提供の記録）

- 第9条 事業所は、施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者から申し出があった場合には、社会福祉法人至誠学舎東京個人情報保護規程に基づき、その情報を利用者に対して開示するものとします。なお、この記録は、その完結の日から2年間保管するものとします。

（介護）

- 第10条 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立への支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもってこれを行います。
- 1 週間に2回以上、入浴または清拭を行います。ただし、利用者に傷病がある、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴の提供を適当でないと判断する場合にはこれを行わないことができるものとします。
 2. 利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適正な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとします。また、おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとします。
 3. 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとします。

（食事の提供）

- 第11条 食事は、栄養ケアマネジメントのもと利用者個々の栄養状態並びに、身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、経口摂取の維持及びそれへの移行をするための計画的な栄養管理、療養食の提供等を行うものとします。
2. 食事の時間は概ね次のとおりとします。

(1) 朝食	午前7時30分～
(2) 昼食	午後12時00分～
(3) 夕食	午後5時30分～

栄養ケアマネジメントに基づき、食事時間や食事回数は個別に対応する場合があります。
 3. あらかじめ連絡があった場合は、別に定めるところにより、衛生上許容可能な一定時間、食事の置き置きをすることができるものとします。
 4. 予め欠食をする旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものと

します。

(送迎)

- 第12条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護利用者の入所時および退所時には、利用者の希望・状態により自宅まで送迎を行います。
ただし、原則として、送迎を行う地域は次のとおりとします。
武蔵野市・小金井市・西東京市

(相談、援助)

- 第13条 生活相談員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及び後見人等又は身元引受人に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとします。

(社会生活上の適宜の供与等)

- 第14条 事業所は、教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとします。
2. 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者及び後見人等又は身元引受人において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことができるものとします。
 3. 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、予め協力医療機関を定め、その名称を東京都知事に届け出るものとします。1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するものとします。
 4. 事業所は、治療を必要とする利用者のために、協力歯科医療機関を定めておくこととします。

(機能訓練)

- 第15条 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができるものとします。

(健康管理)

- 第16条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとします。
2. 事業所では、感染症又は食中毒が発生又はまん延しないよう、対策を検討する委員会の設置と定期的な開催及びその結果の周知徹底を行うとともに、専任の感染対策担当者を設置します。また、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備し、この指針に基づく定期的な研修及び訓練を実施する他、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うものとします。
 3. 事業所では、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備するものとします。なお、万が一褥瘡が発生した場合は、速やかに改善に向けた必要な措置をとるものとします。
 4. 事業所では、「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱い」に沿って、医療と介護の連携を図り、医療的ケア実施のための体制を整備するものとします。
 5. 事業所では、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、必要な措置をとるものとします。

(看取り)

- 第17条 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した場合、利用者及び後見人等並びに身元引受人の同意を得て、看取り介護に関する

計画を作成し、当該計画に基づき看取り介護を行います。また、利用者及び後見人等並びに身元引受人に対し、医師、看護職員、介護職員、生活相談員等が協働して、随時説明を行い、同意を得ながら看取り介護を行います。

(虐待防止・身体拘束の制限)

- 第18条 事業所では、利用者の人権を擁護し、虐待の発生及び再発を防止するため、虐待の防止に関する専任の担当者を設置して、虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置と定期的な開催及びその結果の周知徹底を行うとともに、虐待の防止のための指針を整備し、この指針に基づく定期的な研修を実施するものとします。
2. 事業所では、原則として身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命身体を保護するために緊急やむを得ない場合は、家族等に説明し同意を得た上で身体的拘束等を行います。なお、身体的拘束等を行う際は、できるだけ利用者の負担とならないよう配慮するとともに、速やかに身体的拘束等廃止に向けた検討を行い、実施の記録を作成します。
- 事業所では、身体的拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会の設置と定期的な開催及びその結果の周知徹底を行うとともに、専任の担当者を設置します。また、身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、この指針に基づく定期的な研修を実施するものとします。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

- 第19条 指定介護老人福祉施設の利用者が、医療機関等へ入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族等の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにすることができるとします。

(緊急時の対応)

- 第20条 事業所は、利用者が身体状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとします。
2. 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった場合は、速やかに適切な対応を行うものとします。
3. 事業所は、利用者が予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとします。
4. 事業所は、医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて対応を変更するものとします。
5. 事業所は、介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の発生及び再発を防止するため、専任の安全対策担当者を設置して、介護事故等発生の防止のための対策を検討する委員会の設置と定期的な開催を行うとともに、事故発生の防止のための指針を整備し、この指針に基づき介護事故等が発生した場合の対応及び定期的な研修を実施します。また、介護事故等に関する報告、分析を通じた改善策を周知徹底するものとします。
6. 利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに後見人等並びに身元引受人に連絡します。また、東京都、保険者が定めた事故報告基準に基づき保険者等に報告するとともに、必要な措置を講じます。

(利用料)

- 第21条 指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定

- める基準によるものとし、別表2に定める利用料の合計額とします。
2. 指定短期入所生活介護事業所等の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別表3に定める利用料の合計額とします。
 3. 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は、別表②に定める利用料の合計額とします。
 4. 事業所は、前各号に掲げる費用の額にかかる施設サービスの提供に当たっては、予め利用者及び後見人等並びに身元引受人に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとし、
 5. 事業所は、利用者が負担するべき施設サービスの利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき利用者から支払いを受けた時には領収書を、それぞれ利用者に交付するものとし、
 6. 利用者は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとし、
 7. 利用者は、第6項による利用料を翌月末日までに支払うものとし、月の途中で退所した場合も原則として同様とします。
 8. 支払いは、原則として自動引き落としによるものとし、現金（含、振込）によることも可能とします。支払い方法は利用開始時に施設長と利用者の間で決定するものとし、
 9. 事業所は、介護保険給付体系の変更または、サービス体系に変更があった場合、予め利用者及び後見人等並びに身元引受人に対し、変更後の説明を行い、サービス利用料金の変更をすることができるものとし、

第4章 施設利用にあたっての留意事項

（日課の尊重）

第22条 利用者は、健康と生活の安定のため施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとし、

（外出、及び外泊）

第23条 利用者は、外出または外泊しようとするときは、予め、外出外泊先や施設に帰着する予定日時などを施設長に届け出るものとし、

（面会）

第24条 利用者に面会をしようとする者は、面会簿等に所定事項を記載し、事業所の確認を得て、面会しなければならないものとし、また、施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとし、

（健康保持）

第25条 利用者は、努めて健康保持に留意するものとし、事業所で行う健康診断は特別の理由がないかぎり、これを受診するものとし、

（衛生保持）

第26条 利用者は事業所の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持に心掛け、また事業所に協力するものとし、

（感染予防）

第27条 利用者は感染予防等に努めるものとし、

（施設サービス利用にあたっての禁止行為）

第28条 利用者及び後見人等並びに身元引受人等が施設サービス等の利用にあたって次の行為をすることを禁じます。

- (1) けんか、口論、泥酔、暴言・暴力等他人に迷惑をかけること。

- (2) 事業所内で政治活動、宗教活動、物品販売をすること。
- (3) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で、建物もしくは備品に損害を与え、又はこれらを外に持ち出すこと。
- (7) 事業所内の共有場所を占有して使用すること。
- (8) 個人情報保護の観点から、事業所内で知り得た他利用者及びその家族や職員の個人情報等の秘密を第三者に漏らすこと。
- (9) 敷地内での写真撮影等を許可なく行うこと。また、敷地内で撮影した利用者本人以外を含む写真や動画、録音をインターネット等に掲載すること。

(ハラスメントに対する基本方針)

第29条 事業所は、あらゆるハラスメントから職員を守ることで継続的な介護サービスを提供できるよう、次のとおり対応します。

- (1) 利用者へ提供できるサービス内容は、本規程で定める範囲内とします。
- (2) 業務の範囲を超えるサービス内容の依頼・強要や職員へ厚生労働省が定義するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメント行為を行った場合、利用者及び後見人等並びに身元引受人等に対し、事業所より改善を求めます。その求めに従わない又は再三の求めにも関わらず改善されない場合は、退所していただく場合もあります。

第5章 非常災害対策

(災害、非常時の対応)

- 第30条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとします。
- 2. 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、消火、通報および避難の訓練を防災計画に基づき実施し、そのうち年2回以上は避難訓練を実施するものとします。
 - 3. 事業所は、災害・非常時においても必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、事業継続計画（BCP）の策定、研修および訓練の実施をすることとします。
 - 4. 利用者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員まで事態の発生を知らせるものとします。

第6章 その他の運営についての重要事項

(利用および受給資格の確認)

- 第31条 事業所の利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設または指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の利用資格があり、施設サービスの利用を希望する者であって、感染症を有せず、入院治療を必要とせず、又、他の利用者に危害を加えることのない者で、利用料の負担ができる者、及び、その他法令により入所・利用できるものとします。
- 2. 事業所は、施設サービスの提供を求められた場合、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとします。
 - 3. 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとします。

(内容及び手続きの説明と同意)

第32条 事業所は、施設サービスの提供開始に際しては、予め利用申込者及び後見人等並びに身元引受人に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供の開始について、利用申込者及び後見人等並びに身元引受人の同意を得た上で利用契約を締結するものとします。

(サービスの終了)

第33条 事業所は、利用者に次の事由が生じた場合は、その家族等に対し期間を定め、その理由を付して契約の解除について予告できるものとします。

- (1) 利用者が無断で退所し、7日間経過しても帰所の見込がないとき
 - (2) 指定介護老人福祉施設利用者が入院し、明らかに3ヶ月以上の入院が見込まれるとき
 - (3) 利用者の行動が、事業所の目的及び運営の方針に著しく反するとき
 - (4) 利用者が負担すべき費用を2ヶ月間滞納したとき
2. 利用者に次の事由が生じた場合は、契約は終了するものとします。
- (1) 要介護認定の更新において、自立(非該当)と認定されたとき。また、指定介護老人福祉施設利用者が要支援と認定されたとき
 - (2) 指定介護老人福祉施設利用者(平成27年4月1日以降より利用)が要介護認定の更新において、要介護1または要介護2と認定され、かつ、特例入所の要件に該当しないと判断されたとき
 - (3) 利用者が死亡したとき
 - (4) 利用者が契約の解約を文書にて通告し、7日間が経過したとき
 - (5) 事業所が、前項に規定する契約解約の予告を文書にて行い、予告期間が経過したとき
 - (6) 指定介護老人福祉施設利用者が入院した後、概ね3ヶ月を経過しても退院できないとき
 - (7) 利用者が他の介護保険施設への入所が決まり、その受け入れが出来る状態になったとき
 - (8) 第28条の施設サービス利用にあたっての禁止行為、第33条の第2項が改善されないとき
3. 事業所は、利用者の契約終了に際しては、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるとともに、円滑な終了のために必要な援助をするものとします。

(建物、設備)

第34条 建物・設備の利用時間や生活ルール等は、利用者の意見を聴取し、施設長が決定するものとします。

2. 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとします。
3. 建物・設備等の維持管理は事業所が行うものとします。ただし、私物として持ち込んだ家電等の設置・管理については利用者及び後見人等又は身元引受人が責任を持って維持管理するものとします。

(苦情処理)

第35条 利用者及び後見人等又は身元引受人は、提供された施設サービス等につき、苦情を申し出ることができます。その場合、すみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について利用者及び後見人等又は身元引受人に報告します。なお、苦情申し立て窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりとします。

(秘密保持・個人情報保護等)

- 第36条 職員は業務上知り得た利用者及び後見人等並びに身元引受人に関する個人情報等の秘密を漏洩しないように守ります。(以下、「守秘義務」といいます。)また、本人の同意なく第三者へ情報提供しません。
2. 事業所は、事業所の職員が退職後も守秘義務を果たすよう必要な措置を講じます。
 3. 事業所は、利用者及び後見人等並びに身元引受人の同意に基づき、指定居宅介護支援事業者等及びサービス担当者会議等に、利用者及び後見人等並びに身元引受人の個人情報等必要な情報を提供することができるものとします。
 4. 事業所は、利用者及び後見人等並びに身元引受人の同意に基づき、利用者の個人情報を掲示物、名札等の施設サービスを提供する上で必要な範囲及び介護報酬請求等の事業所の管理、運営上必要な範囲において使用することができるものとします。
 5. 利用者及び後見人等又は身元引受人は、施設敷地内での写真撮影・録音・動画撮影を行う際には事業所の許可を得てから行うものとします。

(損害賠償)

- 第37条 施設サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、利用者に対してその損害を賠償します。
2. 利用者が故意又は重大な過失により、事業所、事業所の職員、他の利用者等に損害を与えた場合、事業所はその損害を利用者に賠償請求することがあります。

(事業所の公益通報義務)

- 第38条 事業所は、高齢者虐待防止法及び介護保険法等の定める通報をすることができるとし、この場合は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

- 第39条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の確保その他の生産性の向上に資する取り組みの促進をはかるため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、定期的を開催するものとします。

第7章 雑則

(規程に定めのない事項の取扱)

- 第40条 この規程の施行上必要な細目及び運営上必要な事項については、施設長が定めるものとします。

(改廃)

- 第41条 この規程を改廃するときは、理事会の決議を経るものとします。

(附則)

1. この規程は、平成12年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成13年1月1日に遡って施行する。

3. この規程は、平成13年1月21日に遡って施行する。
4. この規程は、平成14年4月1日より施行する。
5. この規程は、平成15年4月1日より施行する。
6. この規程は、平成17年10月1日より施行する。
7. 経過措置 別表の改正又は一部変更についての付則は別に定める。
8. 平成17年10月1日より、別表の一部を変更する。
9. この規程は、平成18年4月1日より施行します。
10. 平成18年4月1日より、別表の一部を変更します。
11. 平成21年4月1日より、別表の一部を変更します。
12. 平成22年5月1日より、別表の一部を変更します。
13. 平成23年5月1日より、別表の一部を変更します。
14. 平成23年11月1日より、別表の一部を変更します。
15. この改正規程は、平成24年4月1日から施行します。
16. 平成24年12月1日より、別表の一部を変更します。
17. 平成25年4月1日から、別表の一部を変更します。
18. 平成26年4月1日から、別表の一部を変更します。
19. この改正規程は、平成27年4月1日から施行します。
20. 平成27年4月1日から、別表の一部を変更します。
21. この改正規程は、平成30年4月1日から施行します。
22. 平成30年4月1日から、別表の一部を変更します。
23. この改正規程は、平成31年4月1日から施行します。
24. この改正規程は、令和2年6月1日から施行します。
25. この改正規程は、令和3年4月1日から施行します。
26. この改正規程は、令和4年12月1日から施行します。
27. この改正規程は、令和6年4月1日から施行します。

別表 1-1 (第2章第5条による)

職種別人員表 (介護老人福祉施設)

[単位 : 人]

職 種	基準配置人員	令和6年4月1日現在の人員			職員総数
		常勤職員		非常勤職員	
		正職員	準職員	準職員	
施設長	1	1 (0.9)			1 (0.9)
医師	健康管理・療養指導上 必要数	1		4 (0.5)	5 (1.5)
介護支援専門員	2	4[4] (1.5)		1[1] (0.2)	5[5] (1.7)
生活相談員	2	3[3] (1.5)		2[1] (0.8)	5[4] (2.3)
介護職員	(37.0)	33 (33.0)		28 (15.1)	61 (48.1)
うち、介護福祉士		29 (29.0)		17 (10.3)	46 (39.3)
看護職員	(3.0)	1[1]		8 (5.0)	9[1] (6.0)
うち、看護師		1[1]		3 (1.7)	4[1] (2.7)
機能訓練指導員	1	2			2 (2.0)
栄養士	1	2			2 (2.0)
うち、管理栄養士		2			2 (2.0)
調理員	実情に応じた 適当数	2		6 (3.2)	8 (5.2)
事務員	実情に応じた 適当数	2		6 (4.9)	8 (6.9)

- ※1 () 内は常勤換算人数を表します。
 ※2 常勤職員欄で () 表示されている場合は、他事業と兼務している者がいることを表します。
 ※3 [] 表示されている場合は、他職種と兼務していることを表します。
 ※4 介護老人福祉施設と短期入所生活介護の各事業の人数按分は定員を基に行っています。
 ※5 表中の人数は表題に示す時点でのものであり、法令が定める職種別の職員の基準配置人員を下回らない範囲で変動します。

別表1-2 (第2章第5条による)

職種別人員表 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

[単位：人]

職 種	基準配置人員	令和6年4月1日現在の人員			職員総数
		常勤職員		非常勤職員	
		正職員	準職員	準職員	
施設長	1	1 (0.1)			1 (0.1)
医師					
介護支援専門員					
生活相談員					
介護職員					
[]うち、介護福祉士					
看護職員					
[]うち、看護師					
機能訓練指導員					
栄養士					
[]うち、管理栄養士					
調理員	実情に応じた 相当数				
事務員	実情に応じた 相当数				

- ※1 ()内は常勤換算人数を表します。
- ※2 常勤職員欄で ()表示されている場合は、他事業と兼務している者がいることを表します。
- ※3 []表示されている場合は、他職種と兼務していることを表します。
- ※4 介護老人福祉施設と短期入所生活介護の各事業の人数按分は定員を基に行っています。
- ※5 表中の人数は表題に示す時点でのものであり、法令が定める職種別の職員の基準配置人員を下回らない範囲で変動します。

別表2 (第3章第21条による)

介護老人福祉施設

料金

令和6年4月1日改定

	基本施設サービス費	算定項目 (単 位)	要介護度	介護報酬額	利用者負担割合			
					1割負担	2割負担	3割負担	
		介護福祉施設 サービス費 (Ⅱ) 多床室 (1日につき)	要介護1	6,290 円	629 円	1,258 円	1,887 円	
			要介護2	7,038 円	704 円	1,408 円	2,112 円	
			要介護3	7,817 円	782 円	1,564 円	2,346 円	
			要介護4	8,565 円	857 円	1,713 円	2,570 円	
			要介護5	9,302 円	931 円	1,861 円	2,791 円	
※	減算時の基本施設サービス費	夜勤職員基準減算	1日につき	上記の該当する金額の97%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
		人員基準欠如減算	1日につき	上記の該当する金額の70%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
		定員超過利用減算	1日につき	上記の該当する金額の70%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
		身体拘束廃止未実施減算	1日につき	上記の該当する金額の90%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
		安全管理体制未実施減算	1日につき	-53 円	-6 円	-11 円	-16 円	
		高齢者虐待防止措置未実施減算	1日につき	上記の該当する金額の99%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
		業務継続計画未策定減算	1日につき	上記の該当する金額の97%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
		栄養管理基準減算	1日につき	-149 円	-15 円	-30 円	-45 円	
※	保険給付内サービス利用料	加算サービス費	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	1日につき	384 円	39 円	77 円	116 円
			看護体制加算(Ⅰ)イ	1日につき	64 円	7 円	13 円	20 円
			看護体制加算(Ⅰ)ロ	1日につき	42 円	5 円	9 円	13 円
			看護体制加算(Ⅱ)イ	1日につき	138 円	14 円	28 円	42 円
			看護体制加算(Ⅱ)ロ	1日につき	85 円	9 円	17 円	26 円
			夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	1日につき	234 円	24 円	47 円	71 円
			夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	1日につき	138 円	14 円	28 円	42 円
			夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	1日につき	299 円	30 円	60 円	90 円
			夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	1日につき	170 円	17 円	34 円	51 円
			夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	1日につき	352 円	36 円	71 円	106 円
			夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	1日につき	224 円	23 円	45 円	68 円
			準ユニットケア加算	1日につき	53 円	6 円	11 円	16 円
			生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	1,068 円	107 円	214 円	321 円
			生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	2,136 円	214 円	428 円	641 円
			個別機能訓練加算(Ⅰ)	1日につき	128 円	13 円	26 円	39 円
			個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき	213 円	22 円	43 円	64 円
			個別機能訓練加算(Ⅲ)	1月につき	213 円	22 円	43 円	64 円
			ADL維持等加算(Ⅰ)	1月につき	320 円	32 円	64 円	96 円
			ADL維持等加算(Ⅱ)	1月につき	640 円	64 円	128 円	192 円
			若年性認知症入所者受入加算	1日につき	1,281 円	129 円	257 円	385 円
			常勤医師配置加算	1日につき	267 円	27 円	54 円	81 円
			精神科医療養指導加算	1日につき	53 円	6 円	11 円	16 円
			外泊時費用(月に6日以内)	1日につき	2,627 円	263 円	526 円	789 円
			初期加算(入所後30日以内)	1日につき	320 円	32 円	64 円	96 円
			退所時栄養情報連携加算	1月につき	747 円	75 円	150 円	225 円
			再入所時栄養連携加算	1回につき	2,136 円	214 円	428 円	641 円
			退所前訪問相談援助加算	1回につき	4,912 円	492 円	983 円	1,474 円
			退所後訪問相談援助加算	1回につき	4,912 円	492 円	983 円	1,474 円
			退所時相談援助加算	1回限り	4,272 円	428 円	855 円	1,282 円

※ 保険給付内サービス利用料

加算サービス費

項目	単位	介護報酬額	利用者負担割合			
			1割負担	2割負担	3割負担	
退所前連携加算	1回限り	5,340円	534円	1,068円	1,602円	
退所時情報提供加算	1回限り	2,670円	267円	534円	801円	
協力医療機関連携加算 (要件を満たしている場合) R7年3月31日まで	1月につき	1,068円	107円	214円	321円	
協力医療機関連携加算 (要件を満たしている場合) 令和7年4月1日以降	1月につき	534円	54円	107円	161円	
協力医療機関連携加算 (要件を満たしていない場合)	1月につき	53円	6円	11円	16円	
栄養マネジメント強化加算	1日につき	117円	12円	24円	36円	
経口移行加算 (医師の指示に基づく)	1日につき	299円	30円	60円	90円	
経口維持加算Ⅰ (医師の指示に基づく)	1月につき	4,272円	428円	855円	1,282円	
経口維持加算Ⅱ (医師の指示に基づく)	1月につき	1,068円	107円	214円	321円	
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	1月につき	961円	97円	193円	289円	
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	1月につき	1,174円	118円	235円	353円	
療養食加算 (医師の指示に基づく)	1日につき3回を限度	64円	7円	13円	20円	
特別通院送迎加算	1月につき	6,343円	635円	1,269円	1,903円	
配置医師緊急時対応加算	(勤務時間外で早朝・夜間・深夜を除く)	1回につき	3,471円	348円	695円	1,042円
	(早朝・夜間)	1回につき	6,942円	695円	1,389円	2,083円
	(深夜)	1回につき	13,884円	1,389円	2,777円	4,166円
看取り介護加算 (Ⅰ)	(死亡日以前31～45日)	1日につき	768円	77円	154円	231円
	(死亡日以前4～30日)	1日につき	1,537円	154円	308円	462円
	(死亡日の前日・前々日)	1日につき	7,262円	727円	1,453円	2,179円
	(死亡日)	1日につき	13,670円	1,367円	2,734円	4,101円
看取り介護加算 (Ⅱ)	(死亡日以前31～45日)	1日につき	768円	77円	154円	231円
	(死亡日以前4～30日)	1日につき	1,537円	154円	308円	462円
	(死亡日の前日・前々日)	1日につき	8,330円	833円	1,666円	2,499円
	(死亡日)	1日につき	16,874円	1,688円	3,375円	5,063円
在宅復帰支援機能加算	1日につき	106円	11円	22円	32円	
在宅・入所相互利用加算	1日につき	427円	43円	86円	129円	
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	1日につき	32円	4円	7円	10円	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	1日につき	42円	5円	9円	13円	
認知症チームケア推進加算 (Ⅰ)	1月につき	1,602円	161円	321円	481円	
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	1月につき	1,281円	129円	257円	385円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日以内)	1日につき	2,136円	214円	428円	641円	
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	1月につき	32円	4円	7円	10円	
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	1月につき	138円	14円	28円	42円	
排せつ支援加算 (Ⅰ)	1月につき	106円	11円	22円	32円	
排せつ支援加算 (Ⅱ)	1月につき	160円	16円	32円	48円	
排せつ支援加算 (Ⅲ)	1月につき	213円	22円	43円	64円	
自立支援促進加算	1月につき	2,990円	299円	598円	897円	
科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	1月につき	427円	43円	86円	129円	
科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	1月につき	534円	54円	107円	161円	
安全対策体制加算	入所初日限り	213円	22円	43円	64円	
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)	1月につき	106円	11円	22円	32円	
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	1月につき	53円	6円	11円	16円	
新興感染症等施設療養費 (連続する5日を限度)	1日につき	2,563円	257円	513円	769円	
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	1月につき	1,068円	107円	214円	321円	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	1月につき	106円	11円	22円	32円	
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	1日につき	234円	24円	47円	71円	
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	1日につき	192円	20円	39円	58円	
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	1日につき	64円	7円	13円	20円	

令和4年10月1日～
令和6年5月31日まで

※ 保険給付内サービス利用料	加算サービス費	項 目	単 位	介護報酬額	利用者負担割合		
					1割負担	2割負担	3割負担
		介護職員処遇改善加算 (I)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の8.3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
		介護職員処遇改善加算 (II)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の6.0%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
		介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の2.7%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
		介護職員等特定処遇改善加算 (II)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の2.3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
		介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の1.6%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割

※「負担割合証」に記載されている負担割合となります。

令和6年6月1日改定

※ 保険給付内サービス利用料	加算サービス費	項 目	単 位	介護報酬額	利用者負担割合		
					1割負担	2割負担	3割負担
		介護職員等処遇改善加算 (I)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の14.0%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
		介護職員等処遇改善加算 (II)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の13.6%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
		介護職員等処遇改善加算 (III)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の11.3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割

※「負担割合証」に記載されている負担割合となります。

令和3年8月1日～
令和6年7月31日まで

保険給付外サービス利用料	項目	摘要	単位	利用料金
	※ 居住費（光熱水費相当）	利用者負担第1～第3段階	1日につき	855円
		利用者負担第4段階以上	1日につき	855円
	※ 食費	利用者負担第1～第3段階	1日につき	1,445円
		利用者負担第4段階以上	1日につき	2,000円
	日常生活費	別表①「日常生活費 個別内訳表」からAまたはBを選択することができます		150円
理美容費、行事・クラブ材料費、嗜好品など	ご希望により承ります		別表②「その他の料金表」の通り	

※ 居住費・食費は、申請により課税状況や収入の状況に応じて、減額されることがあります。

居住費・食費の減免制度について

世帯の構成や課税状況等により判断されます。詳しくは、市区町村にお問い合わせください。

介護保険負担限度額認定		単位	居住費	食費
第1段階	○生活保護受給者の方 ○住民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者の方 ○境界層該当者の方（※）	1日につき	0円	300円
第2段階	○住民税世帯非課税で年金収入等80万円以下の方 ○特例減額措置の適用がある方	1日につき	370円	390円
第3段階 ①	○住民税世帯非課税で年金収入等80万円超120万円以下の方 ○特例減額措置の適用がある方	1日につき	370円	650円
第3段階 ②	○住民税世帯非課税で年金収入等120万円超の方 ○特例減額措置の適用がある方	1日につき	370円	1360円

令和6年8月1日改定

保険給付外サービス利用料	項目	摘要	単位	利用料金
	※ 居住費（光熱水費相当）	利用者負担第1～第3段階	1日につき	915円
		利用者負担第4段階以上	1日につき	915円
	※ 食費	利用者負担第1～第3段階	1日につき	1,445円
		利用者負担第4段階以上	1日につき	2,000円
日常生活費	別表①「日常生活費 個別内訳表」からAまたはBを選択することができます		150円	
理美容費、行事・クラブ材料費、嗜好品など	ご希望により承ります		別表②「その他の料金表」の通り	

※ 居住費・食費は、申請により課税状況や収入の状況に応じて、減額されることがあります。

居住費・食費の減免制度について

世帯の構成や課税状況等により判断されます。詳しくは、市区町村にお問い合わせください。

介護保険負担限度額認定		単位	居住費	食費
第1段階	○生活保護受給者の方 ○住民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者の方 ○境界層該当者の方（※）	1日につき	0円	300円
第2段階	○住民税世帯非課税で年金収入等80万円以下の方 ○特例減額措置の適用がある方	1日につき	430円	390円
第3段階 ①	○住民税世帯非課税で年金収入等80万円超120万円以下の方 ○特例減額措置の適用がある方	1日につき	430円	650円
第3段階 ②	○住民税世帯非課税で年金収入等120万円超の方 ○特例減額措置の適用がある方	1日につき	430円	1360円

（※）境界層とは、本来の利用者負担を適用すると生活保護が必要な状況となるが、より負担の低い基準を適用することにより生活保護を必要としない状況となる方で、事前に福祉事務所への生活保護申請が必要です。
（福祉事務所にて境界層であるか否かの認定を行います）

令和6年4月1日改定

その他の料金表

項 目	単 位	料 金	備 考
日常生活費	1日につき	150 円	
理美容費(カット)	1回につき	実費	
個別行事参加費	1回につき	実費	行事の都度、(お茶会、お楽しみ会等) 事前に内容と料金をお知らせします。
個別行事食費	1回につき	実費	行事の都度、(喫茶等) 事前に内容と料金をお知らせします。
個別クラブ材料費(絵画)	1回につき	300 円	
個別クラブ材料費(書道)	1回につき	100 円	
個別クラブ材料費(手しごと倶楽部)	1回につき	50 円	
予防接種料	1回につき	実費	実施の都度、 事前に料金をお知らせします。
預り金管理費	1日につき	120 円	
貴重品保管料	1日につき	100 円	
個別倉庫保管料	1日・1ケース につき	50 円	50 × 45 × 30(cm)
電気代	1日・1製品 につき	20 円	
クリーニング代		実費	
衣類お直し代 他		実費	
私物廃棄処分料	1ケースにつき	400 円	45ℓ1袋
証明書発行料	1枚につき	500 円	※別途、消費税がかかります。
診断書料	1枚につき	5,000 円	※別途、消費税がかかります。
死亡診断書料	1枚につき	5,000 円	※別途、消費税がかかります。
死亡時整容費		5,000 円	
死亡時身装用品費		5,000 円	

介護老人福祉施設 緑寿園

別表3 (第3章第21条による)

料金

(1) 短期入所生活介護

令和6年4月1日改定

	算定項目 (単 位)	要介護度	介護報酬額	利用者負担割合		
				1割負担	2割負担	3割負担
基本介護費	併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)多床室 (1日につき)	要介護1	6,530円	653円	1,306円	1,959円
		要介護2	7,277円	728円	1,456円	2,184円
		要介護3	8,068円	807円	1,614円	2,421円
		要介護4	8,826円	883円	1,766円	2,648円
		要介護5	9,573円	958円	1,915円	2,872円
	併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)多床室 連続して60日を超えて利用した場合 (1日につき)	要介護1	6,205円	621円	1,241円	1,862円
		要介護2	6,952円	696円	1,391円	2,086円
		要介護3	7,743円	775円	1,549円	2,323円
		要介護4	8,501円	851円	1,701円	2,551円
		要介護5	9,248円	925円	1,850円	2,775円
減算時の基本介護費	夜勤職員基準減算	1日につき	上記の該当する金額の97%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	人員基準欠如減算	1日につき	上記の該当する金額の70%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	定員超過利用減算	1日につき	上記の該当する金額の70%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	身体拘束廃止未実施減算	1日につき	上記の該当する金額の99%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	高齢者虐待防止措置未実施減算	1日につき	上記の該当する金額の99%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	事業継続計画未策定減算	1日につき	上記の該当する金額の99%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
加算介護費	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	1,083円	109円	217円	325円
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	2,166円	217円	434円	650円
	機能訓練体制加算	1日につき	129円	13円	26円	39円
	個別機能訓練加算	1日につき	606円	61円	122円	182円
	看護体制加算(Ⅰ)	1日につき	43円	5円	9円	13円
	看護体制加算(Ⅱ)	1日につき	86円	9円	18円	26円
	看護体制加算(Ⅲ)イ	1日につき	129円	13円	26円	39円
	看護体制加算(Ⅲ)ロ	1日につき	64円	7円	13円	20円
	看護体制加算(Ⅳ)イ	1日につき	249円	25円	50円	75円
	看護体制加算(Ⅳ)ロ	1日につき	140円	14円	28円	42円
	医療連携強化加算	1日につき	628円	63円	126円	189円
	看取り連携体制加算(7日を限度)	1日につき	693円	70円	139円	208円
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	1日につき	140円	14円	28円	42円
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	1日につき	162円	17円	33円	49円
	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	1日につき	216円	22円	44円	65円
	BPSD緊急対応加算 ^{※1}	1日につき	2,166円	217円	434円	650円
	若年性認知症利用者受入加算	1日につき	1,299円	130円	260円	390円
	送迎加算	片道につき	1,992円	200円	399円	598円
	緊急短期入所受入加算	1日につき	974円	98円	195円	293円
	連続30日越え減算	1日につき	-324円	-33円	-65円	-98円
	療養食加算(医師の指示に基づく)	1日につき3回を限度とする	86円	9円	18円	26円
	口腔連携強化加算	1月につき	541円	55円	109円	163円
	在宅中重度者受入加算イ	1日につき	4,559円	456円	912円	1,368円
	在宅中重度者受入加算ロ	1日につき	4,516円	452円	904円	1,355円
	在宅中重度者受入加算ハ	1日につき	4,472円	448円	895円	1,342円
	在宅中重度者受入加算ニ	1日につき	4,602円	461円	921円	1,381円
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき	32円	4円	7円	10円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日につき	43円	5円	9円	13円	

※ 保険給付内サービス利用料

※保険 給付内サ ービス利 用料	加 算 介 護 費	算定項目 (単 位)	要介護度	介護報酬額	利用者負担割合		
					1割負担	2割負担	3割負担
					生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1月につき	1,083円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月につき	108円	11円	22円	33円		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき	238円	24円	48円	72円		
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき	194円	20円	39円	59円		
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき	64円	7円	13円	20円		

令和4年10月1日～
令和6年5月31日まで

※保険 給付内サ ービス利 用料	加 算 介 護 費	算定項目 (単 位)	要介護度	介護報酬額	利用者負担割合		
					1割負担	2割負担	3割負担
					介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の8.3%に相当する金額
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の6.0%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の2.7%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の2.3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割		
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の1.6%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割		

令和6年6月1日改定

※保険 給付内サ ービス利 用料	加 算 介 護 費	算定項目 (単 位)	要介護度	介護報酬額	利用者負担割合		
					1割負担	2割負担	3割負担
					介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の14.0%に相当する金額
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の13.6%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の11.3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割		

(2) 介護予防短期入所生活介護

令和6年4月1日改定

	算定項目 (単 位)	要介護度	介護報酬額	利用者負担割合		
				1割負担	2割負担	3割負担
※ 基本介護費	併設型介護予防短期入所生活 介護費(Ⅱ)多床室 (1日につき)	要支援1	4,884円	489円	977円	1,466円
		要支援2	6,075円	608円	1,215円	1,823円
	併設型介護予防短期入所生活 介護費(Ⅱ)多床室 連続して30日を超えて利用 した場合(1日につき)	要支援1	4,786円	479円	958円	1,436円
		要支援2	5,934円	594円	1,187円	1,781円
※ 減算時の基本介護費	夜勤職員基準減算	1日につき	上記の該当する 金額の97%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	人員基準欠如減算	1日につき	上記の該当する 金額の70%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	定員超過利用減算	1日につき	上記の該当する 金額の70%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	身体拘束廃止未実施減算	1日につき	上記の該当する金額 の99%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	高齢者虐待防止措置未実施減算	1日につき	上記の該当する金額 の99%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	事業継続計画未策定減算	1日につき	上記の該当する金額 の99%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
※ 加算介護費	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	1,083円	109円	217円	325円
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	2,166円	217円	434円	650円
	機能訓練体制加算	1日につき	129円	13円	26円	39円
	個別機能訓練加算	1日につき	606円	61円	122円	182円
	BPSD緊急対応加算	1日につき	2,166円	217円	434円	650円
	若年性認知症利用者受入加算	1日につき	1,299円	130円	260円	390円
	送迎加算	片道につき	1,992円	200円	399円	598円
	口腔連携強化加算	1月につき	541円	55円	109円	163円
	療養食加算(医師の指示に基づく)	1日につき3回を限度とする	86円	9円	18円	26円
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき	32円	4円	7円	10円
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日につき	43円	5円	9円	13円
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1月につき	1,083円	109円	217円	325円
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月につき	108円	11円	22円	33円
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき	238円	24円	48円	72円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき	194円	20円	39円	59円
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき	64円	7円	13円	20円

令和4年10月1日～

令和6年5月31日まで

	算定項目 (単 位)	要介護度	介護報酬額	利用者負担割合		
				1割負担	2割負担	3割負担
※ 加算介護費	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1月につき	上記のうち該当 する金額の合計 の8.3%に相 当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1月につき	上記のうち該当 する金額の合計 の6.0%に相 当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員等特定処遇改善 加算(Ⅰ)	1月につき	上記のうち該当 する金額の合計 の2.7%に相 当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員等特定処遇改善 加算(Ⅱ)	1月につき	上記のうち該当 する金額の合計 の2.3%に相 当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	介護職員等ベースアップ 等支援加算	1月につき	上記のうち該当 する金額の合計 の1.6%に相 当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割

令和6年6月1日改定

※保険給付内サービス利用料	加算介護費	算定項目 (単 位)	要介護度	介護報酬額	利用者負担割合		
					1割負担	2割負担	3割負担
		介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の14.0%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の13.6%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割		
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の11.3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割		

※「負担割合証」に記載されている負担割合となります。

※1:BPSDとは「Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia(認知症の行動・心理症状)」の略で、認知症の方にしばしば出現する知覚や思考内容、気分あるいは行動の障害を意味します。

(3) 共通

令和3年8月1日～
令和6年7月31日まで

保険給付外サービス利用料	項 目	摘 要	単 位	利用料金
	※ 滞在費 (光熱水費相当)	利用者負担第1～第3段階	1日につき	855 円
		利用者負担第4段階以上	1日につき	855 円
	※ 食費	利用者負担第1～第3段階	朝食	395 円
			昼食	525 円
			夕食	525 円
		利用者負担第4段階以上	朝食	560 円
			昼食	720 円
			夕食	720 円
	日常生活費	別表①「日常生活費 個別内訳表」からAまたはBを選択することができます		150 円
理美容費、行事・クラブ材料費、嗜好品など	ご希望により承ります		別表②「その他の料金表」の通り	

※滞在費・食費は、申請により課税状況や収入の状況に応じて、減額されることがあります。

キャンセル料	ご利用日の前日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
	ご利用日の前日の午後5時までにご連絡が無かった場合	3,000円

滞在費・食費の減免制度について

世帯の構成や課税状況等により判断されます。詳しくは、市区町村にお問い合わせください。

介護保険負担限度額認定		単 位	滞 在 費	食 費
第1段階	○生活保護受給者の方 ○住民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者の方 ○境界層該当者の方 (※)	1日につき	0 円	300 円
第2段階	○住民税世帯非課税で年金収入等80万円以下の方 ○特例減額措置の適用がある方	1日につき	370 円	650 円
第3段階 ①	○住民税世帯非課税で年金収入等80万円超120万円以下の方 ○特例減額措置の適用がある方	1日につき	370 円	1000 円
第3段階 ②	○住民税世帯非課税で年金収入等120万円超の方 ○特例減額措置の適用がある方	1日につき	370 円	1,300 円

令和6年8月1日改定

保険給付外サービス利用料	項 目	摘 要	単 位	利用料金
	※ 滞在費（光熱水費相当）	利用者負担第1～第3段階	1日につき	915 円
		利用者負担第4段階以上	1日につき	915 円
	※ 食費	利用者負担第1～第3段階	朝食	395 円
			昼食	525 円
			夕食	525 円
		利用者負担第4段階以上	朝食	560 円
			昼食	720 円
夕食			720 円	
日常生活費	別表①「日常生活費 個別内訳表」からAまたはBを選択することができます		150 円	
理美容費、行事・クラブ材料費、嗜好品など	ご希望により承ります		別表②「その他の料金表」の通り	

※ 滞在費・食費は、申請により課税状況や収入の状況に応じて、減額されることがあります。

キャンセル料	ご利用日の前日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
	ご利用日の前日の午後5時までにご連絡がなかった場合	3,000円

滞在費・食費の減免制度について

世帯の構成や課税状況等により判断されます。詳しくは、市区町村にお問い合わせください。

介護保険負担限度額認定		単 位	滞 在 費	食 費
第1段階	○生活保護受給者の方 ○住民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者の方 ○境界層該当者の方（※）	1日につき	0 円	300 円
第2段階	○住民税世帯非課税で年金収入等80万円以下の方 ○特例減額措置の適用がある方	1日につき	430 円	600 円
第3段階 ①	○住民税世帯非課税で年金収入等80万円超120万円以下の方 ○特例減額措置の適用がある方	1日につき	430 円	1000 円
第3段階 ②	○住民税世帯非課税で年金収入等120万円超の方 ○特例減額措置の適用がある方	1日につき	430 円	1,300 円

（※）境界層とは、本来の利用者負担を適用すると生活保護が必要な状況となるが、より負担の低い基準を適用することにより生活保護を必要としない状況となる方で、事前に福祉事務所への生活保護申請が必要です。（福祉事務所にて境界層であるか否かの認定を行います）

令和6年4月1日改定

その他の料金表

項 目	単 位	料 金	備 考
日常生活費	1日につき	150 円	
衣類レンタル費	1日につき	120 円	(室内履物込み)洗濯代を含む
理美容費(カット)	1回につき	実費	
個別行事参加費	1回につき	実費	行事の都度、(お茶会、お楽しみ会等) 事前に内容と料金をお知らせします
個別行事食費	1回につき	実費	行事の都度、(喫茶等) 事前に内容と料金をお知らせします
個別クラブ材料費(絵画)	1回につき	300 円	
個別クラブ材料費(書道)	1回につき	100 円	
個別クラブ材料費(手しごと倶楽部)	1回につき	50 円	
貴重品保管料	1日につき	100 円	
電気代	1日・1製品 につき	20 円	
証明書発行料	1枚につき	500 円	※別途、消費税がかかります。
死亡診断書料	1枚につき	5,000 円	※別途、消費税がかかります。
死亡時整容費		5,000 円	
死亡時身装用品費		5,000 円	

(介護予防)短期入所生活介護 緑寿園